

# 再就職手当の給付率がアップしました！

早期再就職で

残日数  $\frac{2}{3}$  以上 60% ⇒ 70%

残日数  $\frac{1}{3}$  以上 50% ⇒ 60%

※残日数は原則として、就職日前日における残日数となります。

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること\*1
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること\*2
- ③待期満了日後の就職であること
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了日後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職したものであること
- ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと\*3
- ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦ 受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- ⑧原則、雇用保険の被保険者要件（週所定労働時間20時間以上、31日以上  
の雇用見込み）を満たす条件での雇用であること\*4

\*1 支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります

\*2 1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません

\*3 資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含まれます

\*4 例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません